平成２４年（フ）第１２０号
長崎県長崎市丸山町２番３―803号
債務者　森塚　晃一
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７７４号
さいたま市大宮区上小町1177番地　ベルセゾンＤ101
債務者　山中　宏修
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布施　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
奈良県大和郡山市長安寺町361番地
債務者　浅田生花店こと　浅田　忠史
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３５４号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所250番地14
債務者　副島　克己
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甘利太希裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所250番地14
債務者　副島　昭子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甘利太希裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
佐賀県佐賀市田代１丁目８番29号
債務者　横尾裕二郎
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甘利太希裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
熊本県人吉市老神町７番地１
債務者　中根　勝子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５９号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目８番27号　相南ハイツ102号
債務者　鈴木鬼志夫
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷里枝子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１４号
三重県員弁郡東員町大字山田2534番地19
債務者　宮坂美喜代
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小貫　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第７３１号
京都市上京区千本通五辻上る牡丹鉾町547番地
債務者　武智　信夫
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　次雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４２号
横浜市泉区中田南３丁目22番29号　西部コーポ101号
債務者　鈴木正太郎
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２号
新潟県長岡市三和２丁目11番37号、申立て時の住所新潟県南魚沼市六日町1940番地
債務者　菅原　　輝
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
北海道岩見沢市６条西14丁目10番地１
債務者　佐久間　康
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤明日子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第４７２号
堺市南区原山台５丁３番３―212号
債務者　三好　元重
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　秋夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６３２号
堺市堺区松屋町２丁45番地
債務者　川端商店こと　川端　宏一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　秋夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７３７号
愛知県小牧市大字舟津１番地７　スペクトル舟津弐番館212号
債務者　舩橋美登里
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９６４号
愛知県瀬戸市蔵所町78番地、従前の住所東京都中野区弥生町５丁目13番１号　プルス中野富士見町213
債務者　田島　郁男
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部